

茨 社 協 第 2850 号
平成 28 年 2 月 14 日

保育園の長 様
幼稚園の長 様
幼保連携型認定こども園の長 様
幼稚園型認定こども園の長 様
小規模保育事業者 様
家庭的保育事業者 様
事業所内保育事業者 様

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
会 長 関 正 夫
(印章省略)

平成 28 年度未就学児保育料の貸付及び潜在保育士就職準備金貸付事業における
申請基準の一部緩和について（通知）

平素より、社会福祉の推進につきましてはご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国において標記貸付金の要件が緩和され、先にご案内した各募集要項において、貸付対象者の要件が保育士としての勤務時間が週 30 時間以上であることとされていたものが、週 20 時間以上と改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、貴所属に勤務する保育士に改正後の要件に該当する方がいる場合は、貸付金をお申し込みいただけますので、申請に必要な書類を提出くださいますようお願いいたします。

申請に必要な書類等は茨城県社会福祉協議会ホームページに掲載しておりますので、あわせてご高覧下さい。

なお、申請期限は平成 29 年 3 月 3 日（金）必着となっておりますので、ご注意ください。

記

1 要件緩和の内容

保育士としての勤務時間

改正後	改正前
週 20 時間以上	週 30 時間以上

2 お問い合わせ先・申請先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部人材自立育成担当（鬼澤、深作）

（所在地）〒310-8586

水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 3 階

（電 話）029（350）8366